

民法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
222	3行目	代襲相続とは、本来相続人となる者が、相続開始以前に死亡、相続欠格、相続廃除※3によって相続権を失った場合、その者の子・兄弟姉妹※4がこれを代襲して相続人となる制度である	代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の子や兄弟姉妹が死亡、相続欠格、相続廃除※3によって相続権を失った場合、相続権を失った者の子がこれを代襲して相続人となる制度である *欄外脚注4を削除

行政法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
365	下の表 1行目	法的受託事務	法定受託事務

商法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
541	4-6-3 1 商行為の特則②2行目	である(514条、民法404条参照)。	(改正前514条)とされていたが、改正民法404条が変動制の法定利率を定め、商事債権についても改正民法404条が適用されることになったため、514条は削除された。